

## 北秋田市移住支援事業費補助金交付要綱

平成 31 年 5 月 1 日告示

改正 令和 2 年 1 月 13 日告示

改正 令和 3 年 1 月 13 日告示

改正 令和 4 年 4 月 1 日告示

改正 令和 5 年 5 月 24 日告示

改正 令和 5 年 8 月 28 日告示

改正 令和 7 年 3 月 28 日告示

(趣旨)

第 1 条 北秋田市（以下「市」という。）は、「新秋田元気創造プラン」（秋田県デジタル田園都市国家構想総合戦略）及び北秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、秋田県（以下「県」という。）と共同して行う第 2 期秋田県移住・就業支援事業（以下「秋田県移住・就業支援事業」という。）において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から市に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

2 当該移住支援金の交付については、第 2 期秋田県移住・就業支援事業実施要領（以下、「県実施要領」という。）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第 2 条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては 100 万円、単身の申請の場合にあつては 60 万円とする。なお、18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は 18 歳未満の者一人につき 100 万円を加算する。

(対象者要件)

第 3 条 申請時において、次の（１）の要件を満たし、かつ（２）、（３）、（４）又は（５）のいずれか要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては（６）の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうち条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外に在住し、東京 23 区内への

通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ）をしていたこと。

- ② 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）
- ③ 東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内の大学等へ通学していた者が、卒業後、引き続き東京23区内の企業等へ就職した場合は、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 平成31年4月1日以降に転入したこと。
- ② 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- ③ 市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、県及び市が認める場合は除く。
- ④ その他県又は市長が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

(ア) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- ② 就業先が、県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- ③ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- ④ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記②の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- ⑤ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ⑥ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

- ⑦ 当該就業に当たって、国の他の補助金の交付を受けていないこと。
- (イ) 専門人材の場合  
内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ① 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏の条件不利地域に所在すること。  
② 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。  
③ 当該就業先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。  
④ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。  
⑤ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (3) テレワークに関する要件  
次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。  
(イ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週 20 時間以上テレワークを実施すること。  
(ウ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (4) 本事業における関係人口に関する要件  
次に掲げる事項の（ア）の①又は②のいずれかの要件に該当し、かつ（イ）の①から④のいずれかの要件に該当すること。
- (ア) 支給対象者の要件  
① 北秋田市移住体験事業に参加経験がある者  
② 北秋田市に転入した日に属する年度を含め、2 年以上きたあきたふるさと寄付金による寄付をされた経験がある者
- (イ) 地域の担い手確保の要件  
① 農林水産業に就業する者  
② 家業等へ就業する者  
③ 北秋田市が認めた企業に就業した者または、市内で起業した者  
④ 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者  
⑤ 地域おこし協力隊として就業する者
- (5) 起業に関する要件

1年以内に県が実施する起業支援事業（地域課題解決枠）に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。
- (エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。
- (オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の申請者は、申請書（様式1）、移住先の就業先の就業証明書（様式2）及び本人確認書類に加え、第3（1）の要件を満たし、かつ（2）、（3）、（4）又は（5）のいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては（6）の要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書（様式3）により、当該申請者に通知する。

2 審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の交付)

第6条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願（様式4。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第8条 市長は前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定通知書〔再交付〕（様式5）により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第9条 県及び市は、秋田県移住・就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、秋田県移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(就業状況等の異動届出)

第10条 移住支援金の交付決定を受けた者は、交付決定を受けた日から5年間においてその住所、就業先について異動があった場合は、様式6により市長に届出をしなければならない。

(返還請求)

第11条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び市長が認めた場合はこの限りではない。また、移住支援金受給者が県内で転出入した場合には、県及び移住支援金を支給した市町村の判断により、(1) (イ)の要件に該当する場合については、支給額の4分の3について、(2)の要件に該当する場合については支給額の半額の4分の3について返還を求めない場合、(3)の県内統一のルールに基づいて債権の管理及び回収を行うものとする。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に転出した場合

(ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に転出した場合

(3) 債権の管理及び回収方法

(ア) 移住支援金受給者が市から県内の別の市町村へ転出する場合には、市は移住支援金受給者に関する情報について、速やかに転出先市町村及び県に共有する。

(イ) 転出先市町村は、移住支援金受給者が転入した場合には、市に情報共有するとともに、移住支援金受給者である旨を適切に管理する。

(ウ) 転出先市町村から更に県内の別の市町村へ転出する場合は、転出先市町村は市及び県に情報共有する。

(エ) 市は、県内の別の市町村へ転出した場合も引き続き債権の管理を行い、県内で複数回の移動の後に最終的に県外に転出した場合の債権回収は、市が行う。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、県と市が協議して定める。

附 則 (平成31年5月1日告示第64号)

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和2年1月21日から適用する。

附 則

1. この告示は、令和3年1月13日から施行し、この要綱の施行後に転入した移住者について適用する。
2. ただし、第3条第1項第4号の規定は、2021年度地方創生推進交付金（移住支援事業・マッチング支援事業、起業支援事業）実施計画の認定日以降に転入した移住者について適用する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行し、この要綱の施行後に転入した移住者について適用する。

附 則（令和5年5月24日告示第73号）

この告示は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和5年8月28日告示第138号）

この告示は、公布の日から施行し、この要綱の施行後に転入した移住者について適用する。

附 則（令和7年3月28日告示第79号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。